

豊岡市立港小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月5日 改訂

1 本校の方針

本校は、「いのち輝かせ 未来を創る 港っ子の育成」を学校教育目標として、子どもが生き生きと学び合い、地域に学び地域に開かれた、安全で安心な生活ができる学校を目指している。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるようになることが学校の責務である。そのために、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校の校区は、世界ジオパークやラムサール条約に認定された豊かな自然・文化・歴史の中にあり、地域との結びつきが大変に強い学校である。また、地域や小規模校という特性を生かし、特色ある学校行事や教育活動に取り組み、地域の将来を担う人材を育成することを目的としている。

本校は、学校や地域の活性化を図るために地域や近隣の学校と連携し、地域とも共創し、児童の自主性や社会性、自尊感情や規範意識を高めることを目的とした実践を行ってきた。浜清掃、環境学習、ふるさと学習など、地域や学校交流を積極的に進める教育活動を実施している。

いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より教職員集団が、一人一人の児童の学校生活や家庭生活の状況を迅速に把握し、児童の些細な変化に対しても適切に対応している。そして、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壤を育み、いじめを許さない学校・学級づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

*いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、養護教諭、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び関係機関と連携する。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の些細な変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリスト・アンケート等を行う。

(2) 未然防止及び早期発見に努める

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る。

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを察知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家や民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

信頼される学校をめざしている本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、家庭や地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を尊重するように留意する。

* いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

(1) 基本的な考え方

- ・すべての教職員がいじめの問題の重要性を認識する
- ・授業改革（分かる授業）、学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・自己有用感、自己肯定感の育成
- ・子どもと向き合う時間の確保

(2) 研修の充実

- ・いじめについての共通理解
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・保護者、教員向け情報モラル研修会の実施
- ・児童生徒向け情報モラル研修会の実施

(3) 児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・児童が自らいじめについて学び、取り組む活動
- ・異年齢交流、いじめ追放児童会等

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催（7月、12月）
- ・いじめ基本方針のホームページ公開
- ・オープンスクール、懇談会、家庭訪問、学校便り、学級便りの発行
- ・心と心でつながる市民会議の開催

* いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

- ・全ての教職員がいじめの問題の重要性を認識する（子どもを語る会・月1回職員会議）
- ・授業改革（分かる授業）、学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・自己有用感、自己肯定感の育成
- ・子どもと向き合う時間の確保

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・アセス等の実施と分析
- ・月一回のアンケート、教育相談（個別面談）の実施（5月、9月、2月）
*子どもの心を理解する強化月間

* いじめへの対処（発見したいじめに対する対応）

(1) 基本的な考え方

- ・いじめへの組織的対応
- ・いじめを受けている児童及び保護者への支援
- ・いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言
- ・周囲の児童への指導
- ・教育委員会との連携

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 1 事実確認
- 2 情報共有
- 3 指導体制・方針決定
- 4 児童への指導・支援 保護者との連携

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- 1 受容
- 2 安心
- 3 見通し
- 4 自信・回復
- 5 成長

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- 1 確認・傾聴
- 2 内省
- 3 処遇
- 4 相談・連携

5 回復

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級および学校全体の問題として考え、いじめからの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・学級で被害者の心の苦しさを理解させ、止められなかった心の弱さに焦点を当て指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、児童作文・日記等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・いじめの発見・相談
- ・掲示板管理者へ削除依頼
- ・県警本部サイバー犯罪対策課 人権法務局人権擁護課 等に相談
- ・情報モラルに関する指導の徹底

(7) 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携等
子ども家庭センター
学校支援チーム
社会福祉協議会
警察
豊岡市教育委員会

* いじめ防止に関わる年間指導計画に対する評価

- ・取組評価アンケート（7月、12月、3月）
- ・P D C A サイクルによる定期的な見直し
- ・「いじめ対応チーム」会議
- ・「いじめ対応チーム」会議を踏まえた校内研修等
- ・教職員の資質能力向上のための校内研修等

出典：兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月版）